広島県告示第580号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第８条第１項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので，同条第３項において準用する同法第５条第４項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成26年９月11日

広島県知事　湯　　﨑　　英　　彦

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都港区港南二丁目16番５号 三菱重工業株式会社 取締役社長　宮永　俊一
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市和田沖町１番１号 三菱重工業株式会社　三原製作所　和田沖工場

２　申請の内容

排水口を３ヶ所設置する。

(1)　特定施設の種類，能力及び使用の方法

変更なし

(2)　汚水等の処理の方法

変更なし

(3)　排出水の汚染状態

（その１）　雨水排水口（ハ排水口，ニ排水口，ホ排水口）の設置

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1)　縦覧期間

平成26年９月11日から平成26年10月２日まで

(2)　縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部生活環境課